

試験日・試験内容

区 分	試験職種	試験日・場所	試験内容
1次試験	全職種	日時: 令和8年9月1日(火)から同年9月16日(水)までの期間のうち、受験者が選択する日時 受験方法の詳細については、8月下旬に受験依頼メール(受験申込した際のメールアドレス宛)を送信します(迷惑メール等の対応のため、受信制限をされている場合はご注意ください。) 場所: 受験者が選択するテストセンター会場(全国の指定会場) ※選択できる会場は、CBTS受験者専用サイトまたは嘉麻市公式ホームページに掲載しているPDFファイルをご確認ください。 ※会場の開催日によっては、受験できない日があります。 【受験会場(例)】 ■博多駅西口テストセンター 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-17-1 博多プレステージ別館7階 ■JNIE福岡天神テストセンター(14階会場) 〒810-0041 福岡市中央区大名2-10-1 シャンボール大名A1408	◆SCOA(総合適性検査) ・基礎能力検査(言語・数理・論理) ・パーソナリティ検査
2次試験	全職種	時期: 10月中旬を予定しています。(口頭による面接試験)(詳細については1次試験合格者に書面にて通知します。) 場所: 嘉麻市役所本庁舎 1次試験合格者の方には10月上旬までに別途自己PRシートを提出していただきます。	◆個別面接試験(1人当たり40分程度)
3次試験	全職種	時期: 11月中旬を予定しています。(詳細については2次試験合格者に書面にて通知します。) 場所: 嘉麻市役所本庁舎	◆個別面接試験(1人当たり20分程度)

※成績が基準点に達する者がいない場合は、採用しないことがあります。

※各試験科目のいずれかにおいて一定の基準に達しない者は、他の成績いかんに関わらず不合格となる場合があります。

受付期間

令和8年

8月1日(土)～8月25日(火) 午後5時まで

お申し込みはWEBから!

<https://kama-recruit.com>

嘉麻市 採用

検索



採用試験には受験資格等があります。申込方法などの詳細は、嘉麻市職員募集案内(令和8年度)公式サイトからご確認ください。



採用試験に関して、不明な点がございましたらお電話でお問い合わせください。

嘉麻市役所 人事秘書課 人事厚生係

〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1 TEL 0948-42-7413(人事秘書課直通) Mail jinji@city.kama.lg.jp

嘉麻市

職員採用試験案内

KAMA CITYRECRUIT BOOK2026

嘉麻を変える。

嘉麻で働く。



Work in Kama. Change Kama.

● 一般事務 / 一般事務(障がい者対象) / 一般事務(社会人経験者対象) / 土木職 / 建築職 / 保健師 / 保育士 ●

KAMA

Interview

令和8年度に入庁した4名に、
嘉麻市役所を志望したきっかけなどを聞きました！



税務課 市民税係
小野 和徳



市民課 市民係
木田 衣織



高齢者介護課高齢者相談支援センター係
吉村 弥桜



住宅課 建築係
大場 翔太

入庁のきっかけ

嘉麻市の豊かな自然と、地域の皆さんの温かい雰囲気の魅力を感じ、「このまちで働き、地域に貢献したい」という思いから入庁を志望しました。市民の皆さんに寄り添いながら、安心して暮らせるまちづくりに携わりたいと考えています。

仕事の魅力

市民の皆さんと最も近い距離で関わることができることが、この仕事の魅力です。また、市民課はさまざまな部署と連携して業務を行うため、多くの職員と関わる機会があります。部署を越えて協力し合いながら、市民の皆さんを支えることができるのも、市民課ならではの魅力です。

今後頑張りたいこと

今後は、市民の皆さんとの関係づくりを大切にしていきたいです。相談業務や出前講座、養成講座など、さまざまな場に積極的に参加し、まずは顔を覚えていただけるよう努めたいと思っています。そして、「困ったときは相談したい」と思っただけのような、身近で頼れる職員を目指していきたいです。

仕事の魅力

現在は市営住宅の営繕業務を担当しています。空き家修繕や外壁修繕工事など、未経験の分野でしたが、一から学びながら経験を積めることに魅力を感じています。分からないことは先輩職員や同僚が丁寧に教えてくれるため、安心して業務に取り組めています。市民の皆さんの暮らしに直結する仕事だからこそ責任は大きいですが、その分やりがいも大きく、自分自身の成長を実感できる仕事です。

KAMA CITY

嘉麻市が求める人物像

嘉麻市は、これら5つの志向をもつ人物を求めています！

チャレンジ志向

- ☒ 現状に妥協せず、常に改革・改善に取り組む職員
- ☒ 専門知識の習得やスキルアップなど、自己能力開発に積極的に取り組む職員
- ☒ 新しい課題や困難な課題に果敢にチャレンジする職員

経営志向

- ☒ 費用対効果とスピード感覚を持つ職員
- ☒ サービス精神旺盛な職員
- ☒ 組織目標を理解し、目標を最後まで成し遂げる職員

プロ志向

- ☒ 高度化・多様化する住民ニーズに柔軟に対応する職員
- ☒ 自らの仕事に誇りと責任を持つ職員
- ☒ 担当分野において秀でた知識・技術・経験と判断力を持つ職員

市民志向

- ☒ 市民の立場に立って考え、市民とともにまちづくりを進める職員
- ☒ 高い使命感と倫理観を持ち、市民から信頼される職員
- ☒ 広い視野と豊かな想像力を持ち、質の高いサービスを提供する職員

チームワーク志向

- ☒ ルール・マナーを守り、ほかのメンバーと信頼関係を築く職員
- ☒ 積極的に他のメンバーや他の部署と協働し、チームに貢献する職員
- ☒ 互いの個性を尊重し、より良い人間関係を作る職員

Work in Kama. Change Kama.

KAMA

● 募集内容及び受験資格

一般事務A

- 職務の内容：一般行政事務に従事します。
- 受験資格：平成12年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人

採用予定人数
6名程度

一般事務B (障がい者対象)

- 職務の内容：一般行政事務に従事します。
- 受験資格：平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人で、次の①から③のいずれかを満たす人
 - ①身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ②療育手帳の交付を受けている人
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

採用予定人数
1名程度

一般事務C (社会人経験者対象)

- 職務の内容：一般行政事務に従事します。
- 受験資格：昭和56年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、次の①②のいずれも満たす人
 - ①大学等の在学期間中を除き、令和元年8月1日から令和8年7月31日までの間に民間企業等における職務経験(休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を行ったもの。②に同じ。)が、5年以上ある
 - ②①の期間内に2つ以上の職務経験がある場合、1つの民間企業等で3年以上の職務経験がある

採用予定人数
2名程度

土木職

- 職務の内容：主に土木、都市計画、農業土木等の設計及び施工管理等業務に従事します。
- 受験資格：昭和56年4月2日以降に生まれた人で、次の①から③のいずれかを満たす人
 - ①高等学校、大学等において土木に関する専門課程を修了し卒業した人又は令和9年3月31日までに修了し卒業見込みの人
 - ②土木施工管理技士(1級若しくは2級)又は造園施工管理技士(1級若しくは2級)又は測量士又は測量士補の資格を有する人
 - ③技術士又は技術士補(建設部門若しくは総合技術管理部門)の資格を有する人

採用予定人数
2名程度

建築職

- 職務の内容：主に公共施設の維持保全、設計及び施工管理等業務に従事します。
- 受験資格：昭和56年4月2日以降に生まれた人で、次の①②のいずれかを満たす人
 - ①高等学校、大学等において建築に関する専門課程を修了し卒業した人又は令和9年3月31日までに修了し卒業見込みの人
 - ②建築士(1級、2級若しくは木造)の資格を有する人

採用予定人数
2名程度

保健師

- 職務の内容：主に市民の健康保持・増進及び疾病の予防を図るための行政保健師業務に従事します。
- 受験資格：昭和56年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人又は令和9年3月31日までに取得見込みの人

採用予定人数
2名程度

保育士

- 職務の内容：保育士業務に従事します。
 - 受験資格：平成12年4月2日以降に生まれた人で、保育士として登録されている人又は令和9年3月31日までに登録される見込みの人
- ※本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。

採用予定人数
1名程度

■受験資格にかかわらず、次の一つに該当する人は受験できません。
(ア)禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
(イ)嘉麻市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
(ウ)日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

■国籍は問いません。
日本国籍を有しない人の受験資格は下記のとおりです。
(ア)出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条の規定により永住許可を受けた人
(イ)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者
※日本国籍を有しない人が任用された場合、公権力の行使及び公の意思の形成への参画に携わる職務への従事が制限されますが、その他の処遇等について国籍により差をつけることはありません。